平成２５年（フ）第５３５号
栃木県宇都宮市駒生町3356番地１　コーポサンリッチⅠ―105、前住所栃木県宇都宮市瑞穂２丁目５番地　瑞穂野市営住宅10号棟34号室
債務者　坂本　佳博
１　決定年月日時　平成25年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２７１号
北海道旭川市豊岡１条６丁目４番１号　メゾン豊岡１・６―204号室
債務者　和田　美和
１　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１２号
北海道旭川市東２条１丁目２番16号　コーポハミング107、住民票上の住所北海道旭川市末広東３条２丁目１番21号
債務者　成田　和雄
１　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１８号
北海道旭川市住吉５条２丁目５番３号
債務者　佐藤　英春
１　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５１０号
栃木県宇都宮市駒生町1410番地５　ハイツ・ラフィーネＡ―102
債務者　奈良部直子（旧姓野口）
１　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５３９号
栃木県宇都宮市立伏町462番地93、前住所栃木県宇都宮市上田原町952番地165
債務者　須田　由巳
１　決定年月日時　平成25年10月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１５９７号
千葉県柏市藤ケ谷1208
債務者　三田上良男
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１６８６号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1600―２
債務者　齋藤　順子（旧姓北出）
１　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４６号
沖縄県沖縄市比屋根３丁目10番６号　パークサイドケンソウ103
債務者　伊禮　杏里（旧姓仲宗根）
１　決定年月日時　平成25年10月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１６１号
沖縄県沖縄市美里３丁目７番11号　仲宗根アパート202
債務者　知念　善明
１　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１８０号
北海道十勝郡浦幌町字万年353番地62　廣冨きよみ方、住民票上の住所北海道中川郡幕別町札内北町15番地の１
債務者　林　　友保
１　決定年月日時　平成25年10月31日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第９０８号
東京都西東京市柳沢２丁目12番17―204号
債務者　高橋三千男
１　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第６０７号
広島市西区古江上１丁目175―２―602、開始決定時の住所広島市中区光南１丁目６番19―303号
破産者　後藤　晶二
１　決定年月日　平成25年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０１０号
札幌市北区新琴似10条１丁目１番32―407号
破産者　小島銀次郎
１　決定年月日　平成25年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９７３号
札幌市白石区東札幌１条１丁目７番25―505号
破産者　岡本　　登
１　決定年月日　平成25年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部